

# 令和5年度 事業計画

## 1. 調査研究事業

### ○運輸関係団体等からの委託により実施する事業

下記事業のほか、「令和5年度（2023年度）調査研究事業の受託見込一覧」のとおり。

#### （1）兵庫県トラック協会環境対策及び広報誌作成等（継続）

（一社）兵庫県トラック協会からの委託事業。

協会会員事業者の環境対策の促進と、荷主事業者、市民等協会外の関係者へ協会の取組みの周知、啓発等に関連する業務を行う。

令和5年度も環境対策については、協会会員事業者にこれまで実施してきたエコドライブの推奨を更に進めるなど、引き続きカーボンニュートラル社会の促進を図る取り組みを行う。

また、働き方改革については、ドライバーへの罰則付き時間外労働条件規制が適用される2024年4月に向けて、告知媒体等により会員事業者へ周知、広報を強化する。

#### （2）交通環境教室（継続）

（一財）近畿陸運協会からの委託事業。

子どもが成長していく中で通勤や通学などの場面でバスや鉄道といった地域公共交通機関を利用する機会が多くなることを踏まえ、小学生など次世代を担う子供達が実際にバスを利用・体験し、交通事業者から話を聞くことを通して、まちのバス交通について考え、環境問題や地域の交通問題に関心を持つきっかけを与えることを目的に本教室を開催する。

#### （3）大阪・関西万博に係る交通事業者の移動円滑化のためのソフト対策調査（継続）

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団からの委託事業。

令和4年度に行った障害当事者等へのヒアリングやアンケート調査結果等を踏まえて、令和5年度は公共交通機関に係るバリアフリーのソフト面について、障害当事者等の移動の円滑化等を図るために現状の課題や必要な対策を検討し、その内容を「交通サポート BOOK(仮称)」として具現化し、交通事業者等へ配付する。

## 令和5年度（2023年度）調査研究事業の受託見込一覧

番号	受託事業名
1	TSD運輸安全マネジメント支援センター事業の推進
2	自動車事故防止セミナー
3	運輸安全マネジメントシンポジウム
4	交通サポートマネージャー研修(関西地区)
5	手話教室
6	バリアフリー推進勉強会(関西地区実施業務)
7	兵庫県トラック協会環境対策及び広報誌作成等
8	地域公共交通活性化シンポジウム
9	交通環境教室
10	交通環境セミナー
11	自動車整備分野における監理団体及び登録支援機関の評価制度に係る勉強会
12	大阪・関西万博に係る交通事業者の移動円滑化のためのソフト対策調査
13	安全・安心な小型旅客船の実現に向けてのシンポジウム(仮称)＜新規＞

## 2. 一般事業

### (1) 懸賞論文の募集

次世代を担う大学生等の叡智を通して、調査・研究の新たな切り口を発掘し、関西圏における交通・運輸・観光等の一層の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的として懸賞論文を募集し、優秀作品を顕彰する。

### (2) 講演会、セミナー等の開催

賛助会員、業界団体、自治体、関係行政機関等の方々に対する時宜を得た情報提供に資するため、交通・運輸・観光等の現状、課題等のテーマを選定し、各界、各分野の有識者を講師として招聘し講演会等を開催する。

- ・サロンセミナー……………年1回開催
- ・災害対策セミナー……………年1回開催
- ・かんこうけんコロキウム ……年3回開催

### (3) 「関西交通経済ポケットブック '23」の発行

昭和48(1973)年以来毎年発行している、関西を中心とした陸上、海上、航空等に関する統計を主体に取りまとめた「関西交通経済ポケットブック'23」を頒布する。(730冊発行予定)

### (4) 情報発信の強化

#### ①「関交研ニュースレター」

- ・ 賛助会員をはじめとする関係者に当センターをより知っていただくために、各種講演会等の開催案内のみならず、当センターの業務内容等についてタイムリーな情報発信を行う。  
(内容を充実させる。発信頻度を多くする。)

#### ②ホームページの活用

## 一般事業年間スケジュール(予定)

年/月	日	内 容
令和5年6月	上旬	第16回懸賞論文募集 開始
9月	上旬	第45回かんこうけんコロキウム
11月	上旬	第18回サロンセミナー
12月	上旬 下旬	第46回かんこうけんコロキウム 「関西交通経済ポケットブック'23」発行
令和6年2月	中旬	第16回懸賞論文審査委員会 第12回災害対策セミナー
3月	中旬	第47回かんこうけんコロキウム

### 3. 運輸安全マネジメント支援事業（運輸安全一括法（平成18年（2006年）10月施行）に基づく主に中小規模事業者を対象とした実効性の高い運輸安全マネジメント普及・促進のための支援事業）

運輸安全マネジメント制度は、運輸事業者自らが経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全性の向上に努め、安全管理体制を構築・維持・改善することとし、その実施状況を国が確認する制度として平成18年から運用が開始されている。

一方、中小規模の運輸事業者は膨大な数であり、行政当局だけでは対応が困難であることから、TSD 運輸安全マネジメント支援センターでは、運輸安全マネジメントの定着、安全意識の醸成、徹底等の支援事業を進めるため、運輸安全マネジメントのより実効的な普及・促進に資する「国土交通省認定セミナー(ガイドライン、リスク管理(基礎)、内部監査(基礎)、防災マネジメント)」の認定を取得し、各府県協会を通じて認定セミナーの開催の充実に努めてきたところである。

また、事業用自動車の安全を確保するなど、輸送の安全確保を目的に一層の社会的規制の強化が逐次図られている。その一つとして運行管理者の国家試験制度が導入され、この試験に合格して運行管理者資格者証を取得した者でなければ運行管理者として選任することができないことになっている。このため、運送事業者の運行管理体制の更なる向上に資するため、各府県協会の協力を得て運行管理者試験対策を推進してきたところである。

本年度においても、引き続き(一財)近畿陸運協会からの委託等により、運輸安全マネジメント認定セミナーをはじめとする各種支援事業を通じて、運輸事業を安全の面からサポートする。